

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

男女共同参画社会(*)とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と「男女共同参画社会基本法(*)」に定義されています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向(*)・性自認(*)（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々の人権が尊重され、社会経済情勢の変化にも対応できる社会や、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、社会の構成員として支えあう社会の実現に繋がります。

近年、甚大な被害をもたらす自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、非常時における固定的な役割分担意識の顕在化や、非正規雇用やひとり親等の生活上の困難を抱えやすい女性の増加、様々な事柄を背景とする暴力などの問題が生じています。

これらは、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいことや仕事と子育て・介護・看護等の両立の難しさなどが関係しており、課題解決が急務となっています。

本市においては、平成14年3月に、「真岡市男女共同参画社会づくり計画」（平成14年～平成23年）を策定してから、様々な施策に取り組んできました。

また、平成23年4月に「真岡市男女共同参画推進条例」を施行し、市の目指す施策の方向性を明らかにしました。

平成29年3月には、令和3年度を目標年度とする「第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定し、人権の尊重や男女共同参画意識づくり、ワーク・ライフ・バランス(*)の推進、あらゆる分野における男女共同参画の推進などの施策に取り組んできました。

こうした施策の展開により、女性の労働力率(*)が高い傾向にありますが、家庭での女性の負担感が高く、根強い固定的役割分担意識が残っている現状であります。しかし、少子高齢化、人口減少問題などに対応し、持続可能な社会づくりの上で女性活躍推進は重要なものとなっています。

世代を超えた男女の理解の下、誰もが、職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会に向けた取組が引き続き求められています。

こうした状況に対応し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むため、「第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定いたします。

第2節 計画策定の背景

(1)国の動き

男女共同参画関連

■「男女共同参画基本計画(*) (第5次)」の策定(令和2年)

令和2年12月、「男女共同参画基本計画(第5次)」が策定されました。「あらゆる分野における女性参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会(*)の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つを基本的な方針として位置づけています。また、4つの政策領域ごとに、監視・評価すべき目標を設定し、計画の着実な進行を図っています。

女性活躍推進関連

■「女性活躍推進法」の改正(令和元年)

令和元年に改正され、労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられることになりました。また、地方公共団体には、地域における推進計画の策定に対する措置義務が規定されました。(従業員100人以下は努力義務)

■働き方改革実行計画(平成29年)

一人ひとりの意思や能力、おかれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求するとともに、働く人の視点に立って、労働制度の抜本的改革を行い、企業文化や風土を変えるための「働き方改革実行計画」が策定されました。

女性に対する暴力関連

■DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の改正(令和元年)

平成26年に一部改正され、法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む)に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法が適用されることになりました。令和元年の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携が規定されました。

■パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)の改正(令和2年)

令和2年に改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のため、企業は、防止に向けた啓発や罰則規定等の制定、苦情などに対する相談体制の整備、被害者への配慮と再発防止などの雇用管理上必要な防止に対する措置義務が規定されました。

(2)県の動き

男女共同参画関連

■「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」の策定(令和3年)

令和3年2月、四期計画策定後の社会状況の変化や取組の成果、課題等を踏まえ、「男女共同参画推進の環境づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」、「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の3つを基本目標とした、「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」を新たに策定しました。

女性活躍推進関連

■「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」の策定(令和3年)

令和3年3月に、「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」、「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備」などを施策の基本と定めた「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」を新たに策定しました。

■とちぎ女性活躍応援団の設立(平成28年)

知事をトップに、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を推進するため、産学官をはじめ、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等、様々な分野の圏域をカバーする27の団体や企業で構成される「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

女性に対する暴力関連

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次改訂版)の策定(平成29年)

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の改正を反映させ、「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」を基本目標に定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次改訂版)」を新たに策定しました。

(3)その他関連する動き

■G7「女性の能力開花のためのG7行動指針」の策定(平成28年)

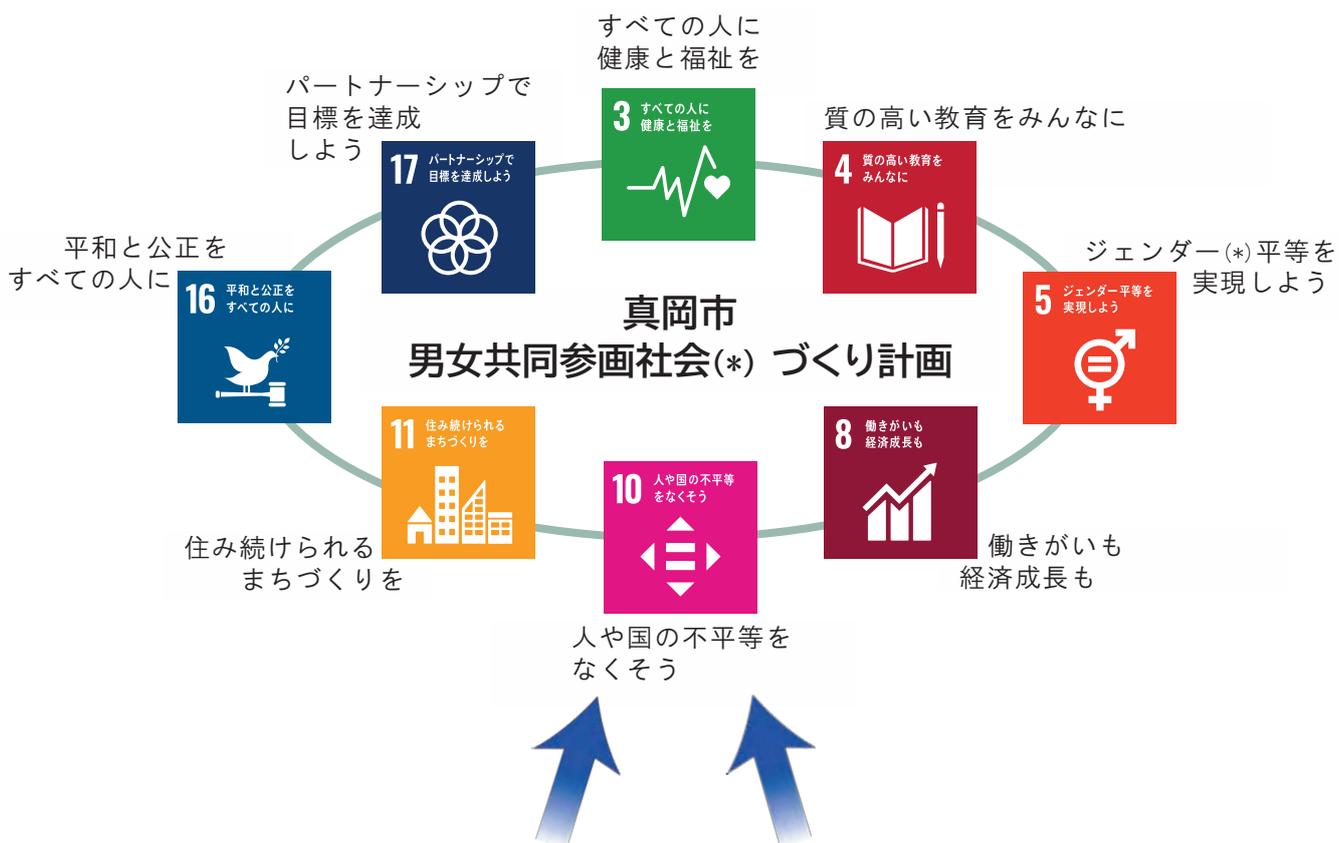
G7では、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するために、ジェンダー(*)格差の解消や、女性の社会進出等について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」を定めました。

第3節 SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられ、17の目標が設定されました。

本計画を推進することで、以下の目標の達成を図っていきます。

＜ 本計画を推進することで達成される目標 ＞



＜＜ SDGs 17の目標 ＞＞

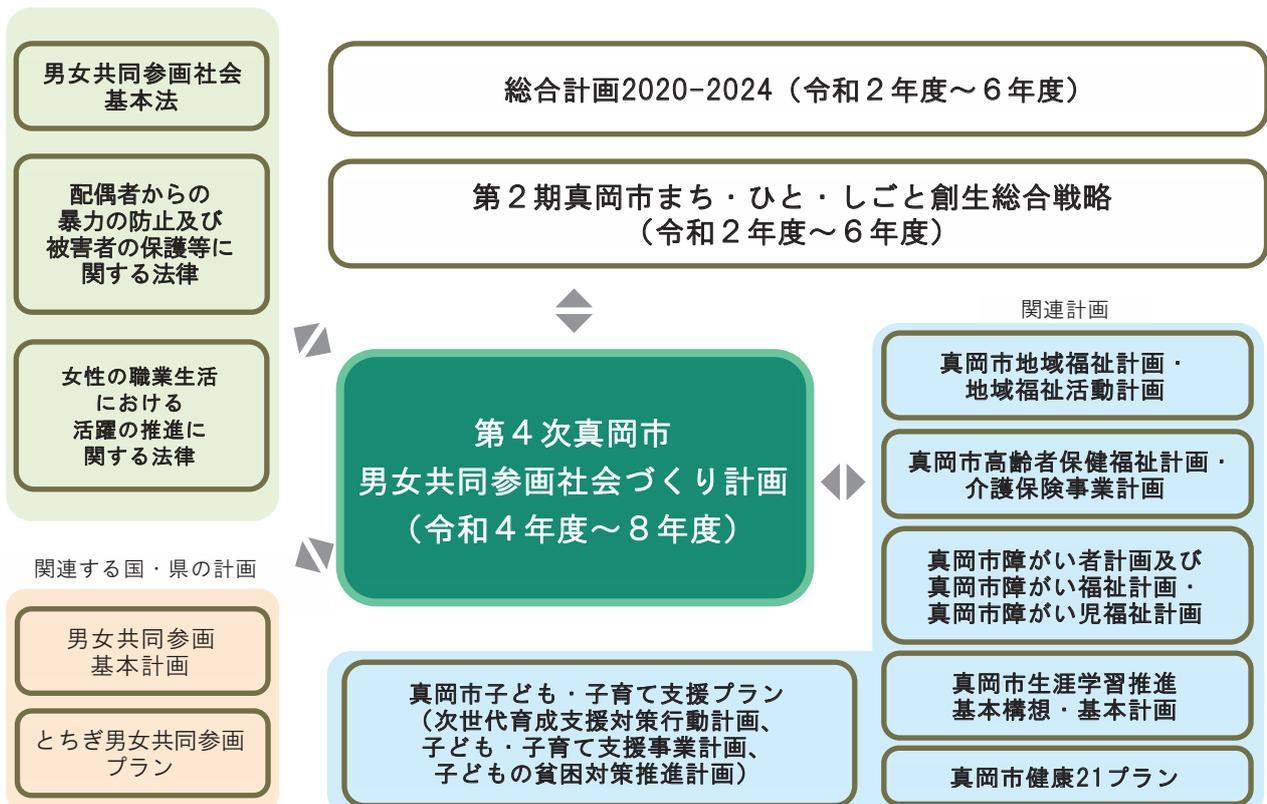


第4節 計画の位置づけ

本計画は、以下のような性格をもつ計画として策定します。

- (1) 国の「男女共同参画基本計画(*) (第5次)」、県の「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」のほか、市の「総合計画」をはじめとする市の各計画、プランとの整合を図った計画です。
- (2) 「真岡市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づいて、真岡市の男女共同参画社会(*) の推進を図るための基本的な方向と具体的施策を明らかにし、推進のための指針となるものです。
- (3) 「真岡市男女共同参画推進条例」第8条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「行動計画」です。
- (4) 平成14年3月に策定した「真岡市男女共同参画社会づくり計画」以降の市の取組状況を踏まえ、第4次計画にあたるものとして位置づけます。
- (5) 「男女共同参画社会基本法(*)」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (6) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- (7) 「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。

〈 計画の位置づけ 〉



第5節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

本計画の実施状況については、「真岡市男女共同参画推進条例」第19条に基づき、毎年度報告書を作成し、これを公表します。

なお、社会情勢の動向や変化、計画の進行状況等に応じて適宜見直しを行います。

〈 計画の期間 〉

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
真岡市	総合計画2020-2024 【前期基本計画】 (令和2年度～6年度)			【後期基本計画】 (令和7年度～11年度)		
	第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画 (令和4年度～8年度)					
県	とちぎ男女共同参画プラン(五期計画) (令和3年度～7年度)					
国	男女共同参画基本計画(*) (第5次) (令和2年度～12年度)					



第6節 計画の策定経過

本計画は、以下のような過程を経て策定しました。

(1)男女共同参画社会に関する調査

市民や、市内に事業所をもつ関係者の皆様に対する意識調査を実施し、現状と課題の把握に努めました。

〈 計画策定にあたり実施した調査の概要 〉

	一般市民調査	中学生調査	事業所調査
実施目的	男女共同参画に関する市民意識や実態、要望などの把握		市内事業所における就労の状況や、男女共同参画に関する取組の実態把握
方法	郵送配布・郵送回収による調査票記入方式		
実施時期	令和2年11月11日(水)～11月30日(月)		
対象	市内在住の満16歳以上の市民2,000名	市内中学校在学の中学2年生292名	真岡商工会議所・にのみや商工会・真岡工業団地総合管理協会のいずれかに所属する事業所300件
配布数	2,000件	292件	300件
有効回収数	932件	196件	100件
有効回収率	46.7%	67.1%	33.3%

(2)各種会議

男女共同参画審議会

各種団体の代表者や有識者等の知見を計画に反映していくため、男女共同参画に関する重要事項について審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べました。

男女共同参画社会(*)づくり計画推進会議

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課及び関係機関との連絡調整を図りました。

(3)パブリック・コメントの実施

令和3年12月から令和4年1月にかけてパブリック・コメントを実施し、市民の方から広くご意見を募りました。

